（みなし熱供給事業者に対する報告の徴収）

第三条　改正法附則第五十五条の規定により経済産業大臣がみなし熱供給事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給区域熱供給の運営に関する事項とする。

（みなし熱供給事業者に係る権限の委任）

第四条　改正法附則第六十三条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（熱供給事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置）

第五条　改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）以後に締結される熱供給契約（改正法第七条の規定による改正後の熱供給事業法（以下この条において「新熱供給事業法」という。）第十四条第一項に規定する熱供給契約をいう。以下この条において同じ。）について、改正法附則第四十九条第一項の規定により第三号施行日に新熱供給事業法第三条の登録を受けたものとみなされる同項に規定する熱供給事業者及び当該熱供給事業者が行う熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「熱供給事業者等」という。）が、第三号施行日前に新熱供給事業法第十四条第一項及び第二項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときは、同条第二項に規定する書面を交付し、かつ、同条第一項の規定による説明をしたものとみなす。第三号施行日前に同項及び同条第三項の規定の例により、同条第二項に規定する事項を提供し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときも、同様とする。

2　第三号施行日以後に締結される熱供給契約について、熱供給事業者等が、第三号施行日前に新熱供給事業法第十五条第一項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する事項を提供しているときは、同項に規定する書面を交付したものとみなす。

（認可等の条件）

第六条　改正法附則の規定並びに改正法附則の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定及びなお効力を有する旧熱供給事業法の規定による認可、認定、登録、承認、指定又は許可（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、公共の利益を増進し、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

附　則

この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「物（」の下に「アルミニウム、」を加える。

別表第九第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　亜硝酸イソブチル

十一の三　アセチルアセトン

別表第九第三十七号を次のように改める。

三十七　アルミニウム及びその水溶性塩

別表第九第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二　エチレン

別表第九第七十九号の次に次の一号を加える。

七十九の二　エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート

別表第九第百四十八号の次に次の一号を加える。

百四十八の二　クロロ酢酸

別表第九第百六十二号の次に次の一号を加える。

百六十二の二　Ｏ－三－クロロ－四－メチル－二－オキソ－二Ｈ－クロメン－七－イル＝Ｏ′Ｏ″－ジエチル＝ホスホロチオアート

別表第九第百九十七号の次に次の一号を加える。

百九十七の二　三弗化アルミニウム

別表第九第二百二十四号の次に次の二号を加える。

二百二十四の二　Ｎ・Ｎ－ジエチルヒドロキシルアミン

二百二十四の三　ジエチレングリコールモノブチルエーテル

別表第九第二百四十一号の次に次の一号を加える。

二百四十一の二　ジクロロ酢酸

別表第九第二百九十二号の次に次の一号を加える。

二百九十二の二　ジメチル＝二・二・二－トリクロロ－一－ヒドロキシエチルホスホナート（別名ＤＥＰ）

別表第九第三百二十号の次に次の一号を加える。

三百二十の二　水素化ビス（二－メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム

別表第九第三百六十七号の次に次の一号を加える。

三百六十七の二　テトラヒドロメチル無水フタル酸

別表第九第四百六十四号の次に次の一号を加える。

四百六十四の二　Ｎ－ビニル－二－ピロリドン

別表第九第四百八十八号の次に次の一号を加える。

四百八十八の二　ブテン

別表第九第四百九十二号の次に次の一号を加える。

四百九十二の二　プロピオンアルデヒド

別表第九第四百九十七号の次に次の一号を加える。

四百九十七の二　プロペン

別表第九第五百三号の次に次の一号を加える。

五百三の二　一－ブロモプロパン